ご利用規約
ENPORT mobile ポストペイド型 SIM サービスご利用規約

DXHUB株式会社（以下「弊社」といいます）は、弊社の提供する以下のSIMサービス（以下総称して「本サービス」といいます）ご利用規約（以下「本規約」といいます）
を以下の通り定め、これにより本サービスを提供します。

対象となる SIM サービス
ENPORT mobile

第一章　総則

第1条（定義）
本規約における用語を以下のとおり定義します。
（1）「本SIMカード」とは、本規約に基づき貸与される、契約者情報を記録したICカードといいます。
（2）「携帯電話事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信および音声通話サービスを提供するために卸携帯電話サービス契約その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現在の携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモです。
（3）「ワイヤレスデータ通信」とは、弊社が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
（4）「音声通話サービス」とは、弊社が提供する回線交換方式またはVoLTEによる通信サービスをいいます。
（5）「付加機能サービス」とは、別表1に定める付加機能サービスをいいます。
（6）「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、弊社が定める料金をいいます。
（7）「電話リレーサービス料」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める、聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通話オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより双方向につなぐサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、契約者が負担する料金をいいます。
（8）「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
（9）「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16　年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器をいいます。
（10）「自営端末機器」とは、契約者が本SIMカードを利用するため自ら用意する端末機器（弊社が契約者に対して販売した機器も含みます）をいいます。
（11）「協定事業者」とは、弊社または携帯電話事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます。
（12）「国際電気通信事業者等」とは、携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する事業者をいいます。
（13）「国際アウトローミング」とは、国際電気通信事業者等が、本SIMカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。なお、国際アウトローミングは、音声通話サービスにより利用できます。利用国および接続先事業者によって、回線交換方式またはVoLTEによる通信となります。
（14）「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
（15）「e　SIM」とは、本サービスの提供のために契約者情報を記録できる領域であって、契約者情報を弊社が指定する手続きにより通信を利用して登録できるものをいいます。

第2条（本サービス）
本サービスは、弊社が携帯電話事業者による卸電気通信役務を利用して提供するインターネットに接続する電気通信サービスです。音声通話サービスの提供を受けるプランを選択された契約者には、本サービスとして、音声通話サービスをあわせて提供します。

第3条（本規約）
1. 契約者は、本規約並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。
3. 料金表に定める国際アウトローミング利用料、国際電話サービス料金等の金額や、別表に定める国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者、国際電話サービス取扱地域等について、携帯電話事業者の定める内容と本規約の内容に差異がある場合、携帯電話事業者の定める内容が適用されるものとします。

第4条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）
1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 弊社は、契約者が申込み、弊社が承諾した場合、付加機能サービスを提供します。
3. 本サービスおよび付加機能サービスの利用料金の課金開始基準日となる本サービスおよび付加機能サービスの開始日は、弊社が指定するものとします。

第5条（削除）

第6条（本サービスの利用申込の承諾）
1. 成年被後見人、被保佐人または被補助人である本サービスの利用希望者は、成年後見人、保佐人または補助人から事前に同意を得た上で、本サービスの利用を申込むものとします。
2. 第4条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）に定める申込について、本サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があります。
   (1)利用申込に当たり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
   (2)利用申込にあたり、本サービスの利用希望者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。
   (3)過去に、本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
   (4)過去に、本サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。
   (5)利用申込者が未成年である場合。
   (6)利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合。
   (7)不適切または不正な申込み等、本サービスまたは他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が合理的に判断した場合。
   (8)その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が合理的に判断した場合。

第二章 本サービス

第7条（本サービスの利用）

1. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報および本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者と他の契約者または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第7条の2（申込み内容の変更）

1. 弊社は、契約者から請求があり、弊社が承諾したときは、弊社が提供するプランの変更を含む、本サービスの申込み内容の変更を行います。ただし、契約者がプラン変更に対応しているプランを契約している場合に限ります。また、利用中のプランによっては、変更できるプランが制限される場合があります。
2. 弊社は、前項の請求があったときは、第6条（本サービスの利用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
3. プランを変更した場合、変更前後のプランの組み合わせによっては繰り越したデータ容量やチャージした容量等の一部又は全部が消失する場合がある事を、契約者はあらかじめ了承するものとします。

第8条（通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者毎に以下の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

携帯電話事業者	通信区域
株式会社NTTドコモ	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款および5G通信サービス約款に定める通信サービスの提供エリア。ただし、5G通信サービス約款に基づき提供される5Gサービス通信網を用いた通信を行う場合、FOMAサービス契約約款に基づき提供される3G通信サービス通信網を用いた通信は利用できません。

2. 前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第9条（通信利用の制限）

1. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と弊社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストに基づき、当該Webサイト並びに当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への契約者からの閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
3. 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
   （1）通信が著しくふくそうしたとき。
   （2）その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
   （3）その通信が、電子メールに係るものであって、弊社が別に定める方法により送信されるもの

であるとき。
4. 前3項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 弊社は、本サービスにおける通信について、本サービスの円滑な提供のために、画像の圧縮などの通信の最適化を行うことがあります。
6. 契約者は、本サービスのショートメッセージ通信モードにおける文字メッセージの受信時において、弊社または特定の携帯電話事業者が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると弊社または特定の携帯電話事業者が判定したURLや電話番号が記述された文字メッセージについては、受信が拒否されるよう取り扱われること(ごく稀にフィッシング詐欺等の危険のない文字メッセージについても受信が拒否される可能性があること)について、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、弊社が別に定める方法により、この取り扱いをしないよう任意で設定を変更することができます。

第 10 条(通信時間等の制限)
1. 前条の規定による場合のほか、弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(弊社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。
3. 弊社は、一定期間における通信時間が弊社の定める時間を超えるとき、一定期間における通信容量が弊社の定める容量を超えるとき、一定時間内に大量または多数の通信があったと弊社が認めるとき、セッションの設定が長時間継続されたと弊社が認めるとき、または同一セッション内に大量の通信があったと弊社が認めるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
4. 弊社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる特定のカテゴリーのアプリケーションにおける通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前4項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 弊社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 11 条(通信時間の測定)
本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。
(1)通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器(相互通信の場合には協定事業者の機器を含みます)により測定します。
(2)前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第9条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第 12 条(通信速度等)
1. 弊社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用する SIM カード、情報通信機器(端末機器を含む)、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するもの

とします。
2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第 13 条(音声通話サービス)

1. 弊社は、音声通話サービスの提供を受けるプランを選択された契約者に対し、回線交換方式またはVoLTE方式による音声通話サービスを提供します。携帯電話事業者が株式会社NTTドコモまたはソフトバンク株式会社の場合は回線交換方式およびVoLTE方式の両方を、KDDI株式会社の場合はVoLTE方式による音声通話サービスを、それぞれ提供します。
2. 音声通話サービスには、次の種類があります。

種類	内容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの。または VoLTE により音声その他の音響の伝送を行うためのもの。
64kb/s デジタル通信モード	回線交換方式により 64kb/s 以下で符号、音声その他の音響または影像の伝送を行うためのもの。
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字または記号等の伝送(弊社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの。

第 13 条の2(ENPORT mobileでんわ)

1. 弊社は、音声通話サービスの提供を受けるプランのうち、別途弊社が指定するプランの契約者に対し、ENPORT mobileでんわサービスを提供します。
2. ENPORT mobileでんわサービスには、次の種類があります。

種類	内容
ENPORT mobileでんわ	契約者回線に係る電話番号から通信の相手先に係る直加入電話設備等(弊社が別に定めるものに限ります)の電話番号に弊社が付与した番号(0037-692とし、以下「プレフィックス番号」といいます)を前置きして行う通信を、弊社の指定する装置にいったん着信させた後に接続する機能であって、弊社が別途定める料金額を契約者に課金するサービス。なお、弊社が別途指定するプランについては、国内通話についてはプレフィックス番号を電話番号に前置きしない場合であっても、自動的に ENPORT mobileでんわサービスを利用して発信されるものとします
通話定額オプション	契約者が別途付加サービスの申込をした場合に、ENPORT mobileでんわの利用時間のうち、弊社が別途定める1の通信につき別途弊社が定める接続時間分について定額で利用できるサービス

3. ENPORT mobileでんわサービスには、料金表に定める料金品目があります。
4. ENPORT mobileでんわサービスの提供区間は、相互接続点と弊社が別途指定する電気通信設備との間又は弊社が別途指定する電気通信設備と弊社が別途定める者により設置される電気通信設備との接続点との間とします。協定事業者の区間は協定事業者の役務によるものとし、協定事業者の接続約款にて提供されます。
5. ENPORT mobileでんわサービスは、対応プランの契約1つにつき、一つの契約を締結します。なお、ENPORT mobileでんわについては、対応プランに自動的に付帯するものとします。
6. 本条第2項に定める自動的にENPORT mobileでんわサービスを使用して発信するプランについては、契約者が別の番号を前置きして発信した場合、ENPORT mobileでんわに優先して契約者が前置きした番号にて発信されるものとします。この場合および発信先がENPORT mobileでんわで発信できない番号である場合を除き、国内通話についてENPORT mobileでんわを使用して発信されるものとします。

第 14 条(契約者識別番号の付与)

1. 弊社は、本サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者識別番号を定め、一の契約回線に対して1つ付与します。
2. 本サービスの提供を受ける契約者は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を

請求することはできません。

第 15 条(音声通話サービスの携帯電話・PHS 番号ポータビリティ)

音声通話サービスの提供を受ける契約者は、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします)の適用を希望する場合は、弊社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第 16 条(音声通話サービスの禁止行為)

音声通話サービスの提供を受ける契約者は、音声通話サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。本条は、第49条(禁止事項)において禁止する行為に加えて、音声通話サービスの提供を受ける契約者の禁止行為を定めるものとします。

(1)故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。

(2)第三者または弊社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど音声通話サービスに支障をきたすおそれのある行為、音声通話サービスの運営を妨げる行為。

(3)音声通話サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者 に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等 を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを 目的とした回線への発信を誘導する行為。

(4)音声通話サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為。

(5)ENPORT mobileでんわ通話定額オプションにおいては、次の行為についても禁止とし、当該行為に該当すると弊社が認めた場合、ENPORT mobileでんわ通話定額オプションの適用対象外とし、通話時間に応じた通話料が発生するものとします。

(ⅰ)通信の媒介、転送機能の利用、または弊社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的で利用する行為

(ⅱ)ソフトウェアやコンピュータプログラミングなどを用いて自動的に発信する行為

(ⅲ)通話以外の用途において利用する行為

(ⅳ)音声携帯電話の一般的な利用形態を逸脱して通話を利用する行為

(ⅴ)その他不適切な通話の利用又は不正に利益を得る目的で通話を利用する行為

第 17 条(音声通話サービスにおける国際アウトローミングの利用等)

1. 音声通話サービスの提供を受ける契約者のうち、国際アウトローミングに対応したプランの契約者は、弊社に申込み、弊社の承諾を得たときは、音声通話サービスにおいて、国際アウトローミングを利用することができます。
2. 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したとき(契約者以外の者が契約者回線を利用したときを含みます)は、料金表第2表に定める国際アウトローミング利用料の支払を要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者または弊社の機器により測定します。
3. 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できないとき、または電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができません。
5. 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
6. 弊社は、契約者が弊社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の一の料金月における累計額(弊社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に弊社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます)について、

限度額（以下この条において「利用停止目安額」といいます）を設定する場合があります。
7. 弊社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。
8. 弊社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたときを弊社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。
9. 契約者は、国際アウトローミング利用料の支払を要します。利用停止目安額が設定された場合であっても、利用停止目安額を超過した分の国際アウトローミング利用料については支払いを要します。
10. 弊社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害額については、第40条（本サービスの利用不能による損害）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。
11. 国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、別表7、別表8、料金表第2表（国際アウトローミング利用料）に定めるところによります。

第 18 条（国際電気通信事業者等への音声通話サービスの契約者情報の通知）

弊社は、国際電気通信事業者等から請求があったときは、音声通話サービスの提供を受ける契約者の氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等を当該事業者に通知することがあります。

第三章 端末機器およびSIM カード

第 19 条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
   （1）端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
   （2）故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
   （3）端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去しないこと。

第 20 条（本 SIM カード）

1. 本サービスの利用には、本 SIM カードが必要となります。本 SIM カードは弊社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 契約者は、本 SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 契約者は、本 SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりしてはならないものとします。
4. 契約者による本 SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM カードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。
5. 契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 本 SIM カードを契約者が受領した時点で故障していた場合（初期不良である場合）に限り、弊社の負担において本 SIM カードの修理若しくは交換（種別の異なる SIM カードの交換はできないものとします。以下同じとします）をする義務を負います。
7. 契約者は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去してはならないものとします。

8. 契約者は、本 SIM カードに、弊社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。初期不良以外の事由により本 SIM カードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別紙料金表第1表第7(SIM カード損害金)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。
9. 契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。
10. 契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、弊社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
11. 契約者は、本サービスに関する契約終了後、弊社が定める期日までに本SIMカードを弊社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、別紙料金表第1表第7(SIMカード損害金)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。

第 21 条(切替)

1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本 SIM カードの切替(種別の異なる SIM カードへの切替とします。以下同じとします)の申込を行うことができるものとします。
2. 本 SIM カードの切替に際して、契約者が切替後の本 SIM カードを受領しない場合、別途弊社の指定する期日をもって本サービスは解約されるものとします。
3. 契約者は、切替後の本SIMカードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前の本SIM カードを別途弊社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当 該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、切替のための費用のほか、別 紙料金表第1表第7(SIMカード損害金)に規定する損害金を弊社に支払うものとし ます。

第 22 条(契約者識別番号の登録等)

弊社は、次の場合には、契約者の本SIMカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更または消去(以下「契約者識別番号の登録等」といいます)を行います。

(1)本SIMカードを貸与するとき。
(2)その他本SIMカードの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
(3)その他本規約の規定により契約者識別番号を変更する場合。

第 23 条(ID 等の管理)

1. 契約者は、ID及びパスワード等、本SIMカードを利用するために必要な情報(以下「ID等」といいます)の管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
3. 契約者によるID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるID等の使用により発生した本サービスの料金等については、かかる第三者によるID等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ID等の管理責任を負う契約者の負担とします
4. 契約者は、ID等の失念があった場合、またはID等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 契約者は、契約者の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により契約者の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 24 条(自営端末機器)

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責

任において準備および維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。
3. 弊社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第 25 条(提供の中断)
1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
(1)弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
(2)第9条(通信利用の制限)または第10条(通信時間等の制限)により通信利用を制限するとき。
(3)携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。
2. 弊社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第 26 条(契約者からの請求による利用の一時中断)
1. 弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします)を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料)は発生します。

第 27 条(利用停止)
1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
(1)契約者について、第6条(本サービスの利用申込の承諾)第2項各号に該当した場合。
(2)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない　とき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支　払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
(3)本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき。
(4)契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかか　る届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したと　き。
(5)第53条(契約者確認)に定める契約者確認に応じないとき。
(6)第49条(禁止事項)に定める禁止行為を行ったとき。
(7)第24条(自営端末機器)の規定に違反し、本SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
(8)弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
(9)本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
(10)本サービスが違法な態様で使用されたとき。
(11)支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
(12)契約者が死亡したとき。
(13)前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。

2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料）は発生します。
3. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第 28 条（弊社による利用契約の解除）
1. 弊社は、前条第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第 29 条（期限の利益）
前2条の規定に基づき、本サービスの提供が停止または本サービスの利用契約が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる本サービスの提供の停止または本サービスの利用契約の解除の日までに発生した本サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

第 30 条（解約）
1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約（携帯電話・PHS番号ポータビリティによる電話番号の転出を含むものとし、以下同じとします）することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、当該解約手続きが完了した月の末日とします。
3. 前項の定めにかかわらず、携帯電話・PHS番号ポータビリティによる電話番号の転出の場合は、本サービスの提供終了時点は、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日となります。この場合においても、料金の日割り計算対応は行いません。
4. 本SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後の本SIMカードを受領いただけない場合は、別途弊社の指定する期日をもって本サービスは解約されるものとします。

第五章 料金

第 31 条（料金）
1. 弊社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、通信料、定期契約型プランに係る解約金、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能サービス料等、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
2. 国際アウトローミングの利用に係る料金（以下「国際アウトローミング利用料」といいます）は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者は国際アウトローミング利用料について支払う義務を負うものとします。
3. 弊社が貸与した本SIMカードを紛失、破損した場合およびその他の理由により本SIMカードを弊社に返却しない場合のSIMカード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はSIMカード損害金について支払う義務を負うものとします。

第 32 条（基本使用料等の支払義務）
1. 本サービスの契約者は、その契約に基づいて弊社が契約者回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表第1表第1（基本使用料）、第2（付加機能サービス料）、第6（ユニバーサルサービス料）および第8（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができ

ない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます）の支払いは次のとおりとします。

(1)利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。

(2)契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 33 条（通信料の算定）

1. 本サービスの契約者は、次の通信について、第11条（通信時間等の測定）の規定により測定した通信時間、情報量または通信回線と料金表第1表第3（通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区分	
1 音声通話サービス	契約者回線から行った通信(その契約者回線の)契約者以外の者が行った通信を含みます。以下同じとします)
2 ワイヤレスデータ通信	ア 契約者回線から行った通信 イ 契約者回線に着信した通信

2. 契約者は、通信に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第3（通信料）の規定に基づいて算定した料金額の支払いを要します。

第 34 条（定期契約型プラン）

1. 弊社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プラン毎に弊社が定める期間とし、その種別は次の通りとします。
   (1)契約者が契約期間満了月の翌月（以下「契約更新月」といいます）に解約しない　　場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定される　　ものとし、以降も同様に更新される定期契約型プラン（以下「定期契約自動更新　　型プラン」といいます）
   (2)契約期間満了後は、新たな契約期間が設定されない定期契約型プラン（以下「定　期契約最低利用型プラン」といいます）
2. 契約者が、定期契約自動更新型プランについて、契約更新月以外の暦月に解約する場合、定期契約自動更新型プランの対価として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表第1表第4（定期契約型プランに係る解約金）に規定する料金の支払いを要します。
3. 契約者が、定期契約最低利用型プランについて、契約期間内に解約する場合、定期契約最低利用型プランの対価として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表第1表第4（定期契約型プランに係る解約金）に規定する料金の支払いを要します。
4. 第21条（切替）に定める本SIMカードの切替手続きの実施後における、定期契約型プランの契約期間は、当該切替前の定期契約型プランの契約期間を引き継ぐものとします。
5. 第25条（提供の中断）に基づく本サービスの提供の中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（本サービスの提供の中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
6. 第26条（契約者からの請求による利用の一時中断）に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。

7. 第27条(利用停止)に基づく本サービスの提供の停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第 35 条(手続に関する料金の支払義務)
契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第 36 条(料金の計算等)
料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第 37 条(割増金)
契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第 38 条(延滞利息)
契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、330円(税込)を延滞利息として支払っていただきます。

第 39 条(料金等の変更)
弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、本サービスの料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、本サービスの料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本サービスの料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約者は本サービスの利用の終了を申し入れることができるものとします。

第六章 損害賠償

第 40 条(本サービスの利用不能による損害)
1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
   (1)月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料
   (2)通信料(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料　金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握すること　が困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額)により算出しま　す)
3. 弊社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
   (注)本条第2項第2号に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則と　　し

て、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間　　における1日当たりの平均通信料とします。

第 41 条(免責)

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
2. 弊社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 42 条(損害賠償額の上限)

弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第七章 保守

第 43 条(弊社の維持責任)

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60 年郵政省令第30 号)に適合するよう維持します。

第 44 条(契約者の維持責任)

1. 契約者は、自営端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器(移動無線装置に限ります)を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第 45 条(契約者の切分責任)

契約者は、自営端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他弊社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末機器に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。

第 46 条(修理または復旧)

1. 弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 前項の場合において、弊社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、別表4に定める電気通信設備を優先して修理または復旧します。また、この場合において、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 47 条(保証の限界)

1. 弊社は、通信の利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに契約不適合の状態が一切ないことを保証することはできません。

第 48 条(サポート)

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章 雑則

第 49 条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

(1)著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
(2)財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
(3)差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
(4)詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
(5)猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。
(6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
(7)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
(8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
(9)事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
(10)公職選挙法に違反する行為。
(11)本サービスを通じてまたは本サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。
(12)本サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
(13)無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞のあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。
(14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
(15)他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
(16)違法行為(違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません)を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます)する行為。
(17)人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の会員もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
(18)Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他者のID等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
(19)法令もしくは公序良俗(売春、暴力、残虐等)に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
(20)前各号に定める行為を助長する行為。
(21)前各号に該当する虞があると弊社が合理的に判断する行為。
(22)その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

第 50 条(発信者番号通知等)

1. 契約者回線からの通信(弊社が別に定める相互接続通信を除きます)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。
2. 前項の規定にかかわらず、発信者は弊社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。ただし、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると

判断した場合には、契約者識別番号が通知されます。
3. 契約者回線への通信（弊社が別に定めるものに限ります）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします）が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
4. 弊社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の損害賠償に関する規定に該当する場合に限り、当該規定により責任を負います。

第 51 条（位置情報の送出）
1. 携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る弊社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその弊社に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ弊社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします）を、携帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。
3. 弊社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第 52 条（情報の収集）
弊社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 53 条（契約者確認、本人確認書類等）
1. 弊社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。
2. 弊社は、前項に定める契約者確認とは別途、利用申込にあたり、契約者の本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等（以下、「本人確認書類等」といいます。）について、発行元の機関に対して照会を行うなど、弊社が必要と考える措置を講じる場合があり、契約者はこれを承諾するものとします。なお、本項でいう本人確認書類等の照会については、例えば自動車運転免許証については、警視庁、又は各道府県の国家公安委員会に対して、契約者より弊社が提出を受けた自動車運転免許証の控え（ハードコピー、又はソフトコピー）を提供することによって行い、その際、警察庁所管の警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。

第 54 条（契約者情報の取り扱い）
1. 本サービスの利用希望者は、第4条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）の諸手続きにおいて、弊社からの契約者情報（氏名、住所、生年月日および契約者識別番号等の、契約者を認識もしくは特定できる情報をいいます。以下、本条において同様とします）の提供の要請に応じて、正確な情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、契約者情報および履歴情報（弊社に記録される契約者による本サービスの利用履歴

をいいます。以下、本条において同様とします）を、個人情報保護管理者であるセキュリティ委員長の責任のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
5. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします
（1）弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
（2）弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
（3）弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
（4）法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
（5）第31条（料金）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な契約情報のみを金融機関等に提供します。
（6）契約者から事前に同意を得た場合。
6. 前項第1号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
7. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、契約者が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。

第 55 条（他の電気通信事業者への情報の通知）
1. 契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、弊社が、弊社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、弊社が別に定めるものに限ります）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、弊社が、携帯電話・PHS番号ポータビリティにかかる携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等の情報（携帯電話・PHS番号ポータビリティにかかる手続きのために必要なものに限ります）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 56 条（相互接続番号案内）
音声通話サービスの提供を受ける契約者は、弊社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます）を利用することができます。
（注）本条に規定する番号案内事業者は、携帯電話事業者が株式会社NTTドコモの場合は東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社、ソフトバンク株式会社の場合はジェイエムエス・ユナイテッド株式会社、KDDI株式会社の場合は株式会社KDDIエボルバとします。

第 57 条（番号案内料等の支払義務等）
1. 相互接続番号案内を利用した契約者回線（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場

合を含みます）の契約者は、料金表第3表（番号案内料等）に規定する番号案内料および相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます）の支払いを要します。
2. 番号案内料および番号案内接続通信料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料および番号案内接続通信料については、通信料とみなして取り扱います。

第 58 条（時報サービス）
1. 音声通話サービスの提供を受ける契約者は、電話番号117による時報サービスを利用することができます。
2. 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。
3. 時報サービスは、一の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。
4. 契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を弊社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
（注）本条に規定する協定事業者は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社とします。

第 59 条（本サービスの廃止）
1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 60 条（本サービスの技術仕様等の変更等）
弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本SIMカードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第 61 条（譲渡禁止）
契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第 62 条（分離性）
本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 63 条（協議）
弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 64 条（合意管轄）
契約者と弊社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 65 条（準拠法）
本約款の成立、効力、履行および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

第 66 条（経過措置）
削除

国際電話サービスご利用規約

第一章 総則

第1条（規約の適用）
弊社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第 408 号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和 54 年条約第5号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、この国際電話サービスご利用規約（以下「本規約」といいます）により国際電話サービス（弊社が本規約以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

第2条（規約の変更）
弊社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条（定義）
本規約における用語を以下のとおり定義します。
（1）「国際電話サービス」とは、本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします）及び弊社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます）を含みます）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービスをいいます。
（2）「SIM サービス」とは、弊社がENPORT mobile ポストペイド型 SIMサービスご利用規約により提供する SIM サービスのうち、国際電話サービスを利用できるコース・プランをいいます。
（3）「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭 和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第4条（国際電話サービスの提供）
国際電話サービスは、SIM サービスの契約者回線からの利用に限り提供します。
第5条（通話以外の通信の取扱い）国際電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通

話とみなして取り扱います。

第6条（外国における取扱制限）
国際電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第二章 契約

第7条（契約の単位）
弊社は、SIM　サービスの契約者識別番号1番号ごとに一の国際電話契約を締結します。この場合、契約者は、一の国際電話契約につき1人に限ります。

第8条（国際電話契約の締結）
1. 国際電話サービスの利用契約は、SIM　サービスに係る契約の契約者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い国際電話サービスへの申込をなし、弊社が当該希望者を国際電話サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、その SIM サービスにて国際ローミング機能（当該規約に規定する国際ローミング機能をいいます。以下同じとします）の提供を受けることとなったときは、その SIM サービスの契約者は、弊社と国際電話契約を締結したこととなります。ただし、本邦からの発信に係るサービスについては、別途弊社への利用申込が必要になります。

第9条（契約者が行う国際電話契約の解除）
契約者は、国際電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ弊社に対し、弊社が定める方法により通知していただきます。ただし、その SIM サービスにて当該規約の規定に基づき国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際電話契約のみの解除はできません。

第 10 条（弊社が行う国際電話契約の解除）
1. 弊社は、第 12 条（利用停止）第1項の規定により国際電話サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が第 12 条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が弊社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際電話サービスの利用停止をしないでその国際電話契約を解除することがあります。
3. 弊社は前2項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際電話契約を解除することがあります。
（1）その国際電話サービスに係る SIM サービスについて、契約の解除があったとき（弊社が別に定める場合を除きます）。
（2）第8条（国際電話契約の締結）第2項の規定により国際電話契約を締結している場合において、国際ローミング機能の廃止があったとき。

第三章 提供の中断等

第 11 条（提供の中断）
弊社は、次の場合には、国際電話サービスの提供を中断することがあります。
（1）電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（2）第 17 条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。
（3）携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

第 12 条（利用停止）
弊社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、その国際電話サービスの提供を停止することがあります。
（1）国際電話サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

（弊社が定める方法による支払いのないとき、及び支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
(2)国際電話サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき。
(3)契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したとき。
(4)弊社の業務または国際電話サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
(5)国際電話サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
(6)国際電話サービスが違法な態様で使用されたとき。
(7)前各号のほか、本規約またはソニーネットワークコミュニケーションズ ポストペイド型 SIMサービスご利用規約の定めに違反する行為が行われたとき。

第 13 条(利用限度額の設定)
1. 弊社は、契約者が弊社に支払うべき国際電話サービスの通話料（通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします）の一の料金月（一の暦月の起算日（弊社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします）における累計額について、限度額（以下「利用限度額」といいます）を設定することがあります。
2. 利用限度額は、2万円から 50 万円の範囲内で弊社が定める額とします。
3. 契約者は、第1項に規定する通話料の一の料金月における累計額が利用限度額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に料金の支払いによってその累計額が利用限度額を下回るときは、その料金が支払われるまでの間）、国際電話サービスを利用することはできません。
4. 契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。
5. 弊社は、契約者からの申出があった場合であって、弊社が定める基準に適合するときは、第1項及び第2項の利用限度額の解除又は利用限度額の変更を行うことがあります。
6. 弊社は、国際電話サービスの料金その他の債務の支払状況に応じて、第1項及び第2項の利用限度額の設定又は設定された利用限度額のより低額の限度額への変更を行うことがあります。

第四章 通話

第 14 条(通話の取扱い)
1. 国際電話サービスに係る通話は、本邦発信のダイヤル通話（通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます）に限り行うことができます。
2. 第8条（国際電話契約の締結）第2項の規定により国際電話契約を締結しているときは、国際ローミング機能に係る通話に限り行うことができます。ただし、契約者から国際ローミング機能に係る通話以外の通話の利用に関する申出があったときは、この限りでありません。

第 15 条(取扱地域等)
1. 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。ただし、弊社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。
2. 国際電話サービスに係る通話は、SIM　サービスに係る移動無線装置が、当該規約に規定する営業区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

第 16 条(SIM サービスが利用できない場合の取扱い)
国際電話サービスに係る SIM サービスが当該規約に規定する利用の一時中断、通話利用の制限

等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第 17 条(通話利用の制限)
弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生等により、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、事業法施行規則第 56 条第1号に掲げる機関からの通話(弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外の通話の利用を中止する措置をとることがあります。

第 18 条(通話の切断)
弊社は、通話中に SIM サービスに係る電波状況が著しく悪化したとき又は専用回線等接続サービスにおける専用回線等に係る接続点との間において一定時間データが伝送されていないとき若しくは一定時間以上通話が継続したときは、その通話を切断することがあります。

第 19 条(通話時間の測定等)
通話時間は、通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻(前条の規定により弊社が通話を切断したときは、その時刻とします)までの経過時間とし、弊社の機器(協定事業者の機器を含みます、以下、同じとします)により測定します。
(注)取扱地域によって、通話できる状態となる前の時刻から起算して通話時間の測定を行う場合があります。

第五章 料金等

第 20 条(料金)
弊社が提供する国際電話サービスに関する料金は、料金表第1表(料金)に規定する通話料とします。

第 21 条(通話料の支払義務)
1. 契約者は、国際電話サービスに係る通話(契約者以外の者が行った通話を含みます。以下この条において同じとします)について、第 19 条(通話時間の測定等)の規定により測定した通話時間と料金表第1表第1(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
2. 契約者は、国際電話サービスに係る通話に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(1)過去1年間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(2)(1)以外の場合
把握可能な実績に基づいて弊社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

第 22 条(料金の計算方法等)
料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 23 条(割増金)
契約は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に

相当する額を割増金として、弊社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 24 条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(第 25 条(債権の譲渡等)の規定により、弊社が請求事業者(第 25 条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が別
に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 25 条(債権の譲渡等)

1. 契約者は、弊社が国際電話サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、弊社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、弊社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、弊社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、弊社が別に定めるものに限ります)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第12　条(利用停止)の規定に基づきその国際電話サービスの提供を停止しているときはその内容等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、弊社が別に定めるものに限ります)を弊社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3. 契約者は、弊社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものであって、弊社が定めるものに限ります。)を請求事業者が弊社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第六章 損害賠償

第 26 条(責任の制限)

1. 弊社は、国際電話サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その国際電話サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、弊社は、国際電話サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24　時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金額(料金表第1表第1(通話料)に規定する料金(国際電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額)により算出した額とします))を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 弊社の故意又は重大な過失により国際電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
   (注)本条第2項第2号に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

ENPORT mobile 料金表

通則

(料金の計算方法等)

1　弊社は、この料金表において、消費税相当額を含む額(以下「税込額」といいます)で料金を定めます。

2 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従 って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注)料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了し た料金月が異なるときは、弊社が定める方法により計算するものとします。

3　弊社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

4　弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。(端数処理)

5 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を 四捨五入します。(料金等の支払い)

6　契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合に　おいて、契約者は、その料金について、弊社が指定する場所において又は送金により支払っていただきます。

7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。(消費税相当額の加算)

8 第 31 条(料金)から第 35 条(手続に関する料金の支払義務)までの規定等により、この料金表に　定める料金の支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を含む額とします。ただし、第 1表第3(通信料)に規定する国際ショートメッセージ通信料、第2表(国際アウトローミング利　用料)に規定する国際アウトローミング利用料、および第4表(国際電話サービス料金)に規定す る国際通話料については、この限りでありません。

SIM種類	プラン名	月額料金(税込)	月間容量	契約期間	解約金
データ	データ3GB	1,000円(税込)	3GB	なし	なし
データ	データ5GB	1,200円(税込)	5GB	なし	なし
データ	データ10GB	2,200円(税込)	10GB	なし	なし
データ	データ20GB	2,900円(税込)	20GB	なし	なし
データ+音声	データ3GB+音声	1,100円(税込)	3GB	なし	なし
データ+音声	データ5GB+音声	1,300円(税込)	5GB	なし	なし
データ+音声	データ10GB+音声	2,300円(税込)	10GB	なし	なし
データ+音声	データ20GB+音声	3,000円(税込)	20GB	なし	なし

・容量を超過した場合、当該当日以降の通信速度を200kbpsに制限させて頂きます。

通話料/通信料

接続先	通話料/通信料
一般固定電話、携帯電話、PHS向け通話料 ※1	22円/30秒(税込) ENPORT　mobileでんわ経由の場合、11円/30秒(税込)※6
国際通話料※2 アメリカ(本土)の場合(平日昼間)※5	(D)プランの場合:34円/30秒(免税)
ショートメッセージ通信料※3 ※4	3円～33円/通(税込)

※1　本項は主要な通話料/通信量について記載しております。詳細はご利用規約をご確認くださ

い。
※2 上記国際通話料は、アメリカ（本土）への平日昼間の通話料であり、国ごとおよび時間帯により通話料金が異なります。詳細は、「国際電話サービスご利用規約」をご確認ください。
※3 上記通信料は、国内でのメッセージ送信に限ります。
※4　送信文字数に応じて料金が異なります。また、ご利用の機種またはアプリにより1回に送信可能な文字数が異なります。
※5　NUROモバイルでんわで通話可能な国は通常の国際電話と異なります。詳細はご利用規約の料金表をご確認ください。
※6　通話定額オプションをご契約している場合、オプションごとに設定された秒数について、料金額を適用するための秒数には積算しません

登録事務手数料 0円
SIMカード準備料 0円
SIMカード切替手数料 0円
SIMカード有償交換手数料 3,300円（税込）

MNP転出手数料 0円
その他の料金　SIM損害金　3,300円(税込)

付加機能サービス料

対象プラン	付加機能名称	料金(税込)	備考
データ、データ＋音声	着信中着信機能(キャッチホン)	220円	月額料金
	留守番電話	330円	月額料金
全プラン共通	データチャージ(500MB)	200円	都度
	データチャージ(1GB)	400円	都度
	5分かけ放題	800円	月額

※項目ごとに消費税相当額を加算します。なお請求時には、小数点以下を四捨五入します。
※「国際アウトローミング」の料金・注意事項については、「ご利用規約」および同規約料金表をご確認ください。